平成２５年（フ）第８５７号
広島市中区銀山町６番19号
債務者　アイ・ディ・エス株式会社
代表者代表取締役　竹下　千春
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　克洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上560番地
債務者　新建工業株式会社
代表者代表取締役　黒澤　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４８０号
埼玉県坂戸市大字塚越1416番地30
債務者　株式会社川部設計事務所
代表者代表取締役　石栗　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山１番地36
債務者　株式会社設計工房・ゆう
代表者代表取締役　柳橋　雄一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１１３３号
埼玉県桶川市鴨川１丁目５番８号シャトーソレイユ403号
債務者　有限会社蔵王工業
代表者代表取締役　鈴木　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
北九州市八幡西区上香月３丁目５番１号
債務者　有限会社ヘルパーステーションラーメタル
代表者代表取締役　梶原　久美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８６８号
大阪市都島区東野田町５丁目８番８号
債務者　株式会社キタイ
代表者代表取締役　北井　英雄
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　清和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８号
埼玉県越谷市花田２丁目２番地３
債務者　株式会社らぽーれ
代表者代表取締役　中島　高明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０８４８号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目20番８号
債務者　株式会社日本総合マネージメント
代表者代表取締役　内田　嗣治
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三山　裕三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８４９号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目20番８号
債務者　株式会社ユーエスエム
代表者代表取締役　内田　嗣治
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三山　裕三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８５０号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目20番８号
債務者　株式会社リマークスクレジット
代表者代表取締役　青野　堅治
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三山　裕三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２００２号
札幌市北区太平10条３丁目３番10号
債務者　森　　良二
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
広島県広島市佐伯区利松３―26―６レオパレスグラシューズＫ201、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町箭田4164番地16
債務者　山部　敏治
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９５８号
千葉市中央区祐光２丁目７番１棟911号
債務者　寺内　幸雄
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本新太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３０号
奈良県大和郡山市額田部北町625番地５
債務者　大塚　孝子（旧姓久世）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９５号
三重県津市岩田18番18号
債務者　中村　敏之
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　一恵
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係